

和歌山県勤労福祉会館の指定管理者候補者を選定しました

和歌山県勤労福祉会館の令和7年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を得て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を得た後に行う予定です。

1 申請者 令和6年9月19日から令和6年10月8日まで募集を行ったところ、次の団体から申請がありました。

- (1) 名称 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会
- (2) 所在地 和歌山市北出島1-5-47
- (3) 代表者 理事長 山本 龍一

2 指定管理者の名称 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会

3 審査の概要

(1) 審査の方法

令和6年10月25日に開催された和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

(2) 委員の構成

委員（長）	氏名	役職
委員長	岡田 真理子	和歌山大学経済学部准教授
委員	江崎 博子	社会保険労務士（和歌山県社会保険労務士会）
委員	中山 朋哉	税理士（近畿税理士会和歌山支部）

(3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	一般財団法人 和歌山県勤労福祉協会
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大発揮	40	①施設運営の提案内容が、稼働率の増加に資する内容となっているか	20	14.666
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	10	8.000
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	5	4.000
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	5	4.000
		計	40	30.666
3 効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか (業務改善)	5	4.666
		②経費の節減(取組内容・実現性)	5	5.000
		小計	10	9.666
		③提案額の評価(自動計算)	10	10
		計(①+②+③)	20	19.666
4 管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか (仕様書記載の業務要求水準。施設毎に設定されるチェック表により確認し、確保されていない場合には失格とする。)	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5	4.333
		③適正な労務管理の実施が確保されているか	5	4.666
		計	20	18.999
		5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。
		②法定雇用障害者数等を超過して障害者を雇用しているか。	3	-
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	-
		計	10	6
合計			100	85.331

(4) 総評

ア 会場設営の無料サービスやインターネットの無料接続など、従前から好評を得てきた特色のあるサービスを令和7年度以降も継続して実施するとのことであり、利用者目線の効果的な運営として高く評価した。

イ これまで長年にわたって会館の設置目的に適った管理運営を継続し、利用者からの信頼を獲得してきた実績があり、今回の申請に当たっても施設の設置目的の実現を重視した管理運営の方針が具体的に示されていることから、令和7年度以降においても、引き続き、会館の設置目的を実現していく上での貢献を期待できる。

ウ 従前から、指定管理者として得た利用料金による収益の一部を会館施設の投資的整備に充てることで利用者（県民）に還元し、今回の申請に当たってもその方針が維持されており、会館の長寿命化と利便性の向上に資する提案である。また、経費の削減についても意欲的に取り組んでいることも評価できる。

エ 職員が高齢化していることから、性別や年代など、多様な人材により、今後、管理者としての団体運営や施設管理を行っていくことを期待する。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用の増加に向けた運営を期待する。